

# I 緑の基本計画について

## 1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画」です。

緑の基本計画ハンドブック（日本公園緑地協会）では、「市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共公益施設整備及び民有地の緑化の推進など、そのまちの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を、公聴会の開催等により住民の意見を反映させつつ、公表の手続きを経ることを通じて明らかにした計画」としています。

## 2. 計画策定の背景と目的

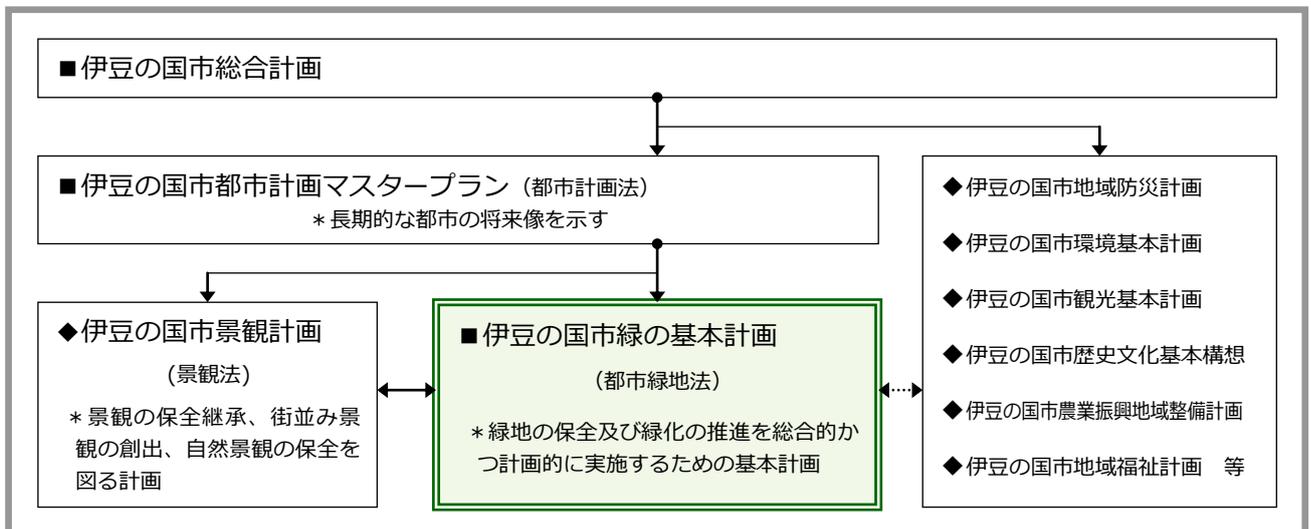
本市では、合併前の旧3町時代に各町それぞれが緑の基本計画を策定しましたが、その後10年以上が経過し、今後は市民や観光客のニーズを捉え、緑の「質の向上」や「利活用・運営」を目指した計画づくりを行うことが求められています。

こうした状況に対応し、第2次伊豆の国市総合計画が掲げる「ほんわり湯の国、美（うま）し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」の将来像を踏まえ、「豊かな自然に抱かれる伊豆の国市」を実現していくため、「伊豆の国市緑の基本計画」を策定しました。

## 3. 計画の位置付け

本計画は、長期的な都市の将来像を示す伊豆の国市都市計画マスタープランに基づく、緑地の保全及び緑化の推進に係る基本的な計画として位置付けます。また、伊豆の国市景観計画と連携し、自然環境の保全を図るなどの緑に係る施策の実現を図ります。

### ■ 緑の基本計画の位置付け



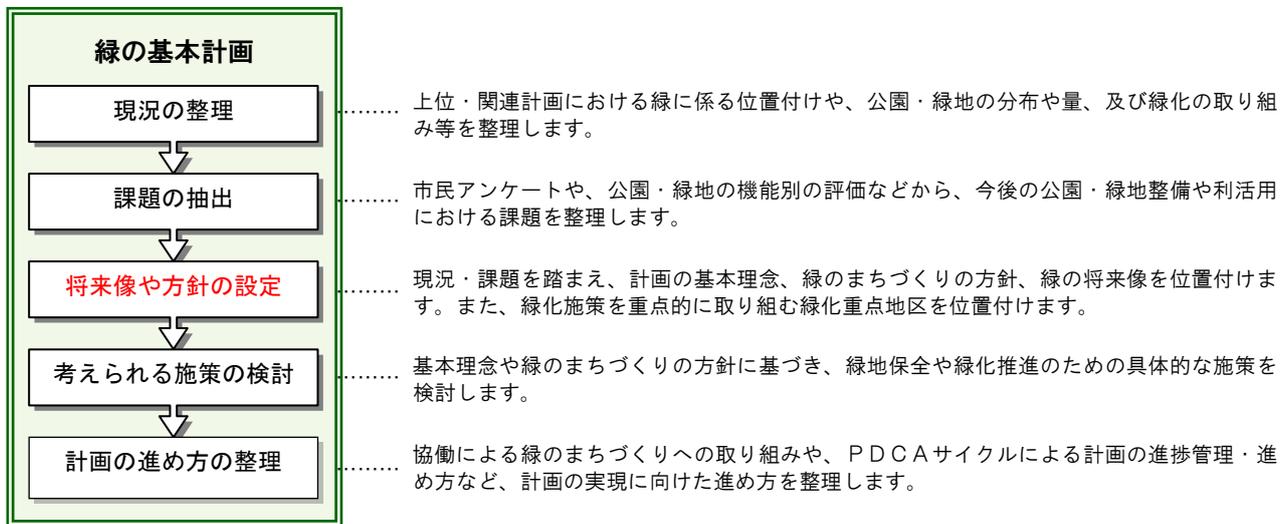
#### 4. 計画の対象区域と目標年次

本計画では、伊豆の国市全域を対象とし、目標年次は平成 37 年とします。なお、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 5. 計画の構成

本計画では、緑の保全や緑化の推進に係る課題を整理したうえで、本市が目指す緑の将来像や、その実現のための具体的な施策を示します。

##### ■ 計画の構成イメージ



##### ■ 参考：本計画で取り扱う緑地の分類 (参考：緑の基本計画ハンドブック (社)日本公園緑地協会)

